

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

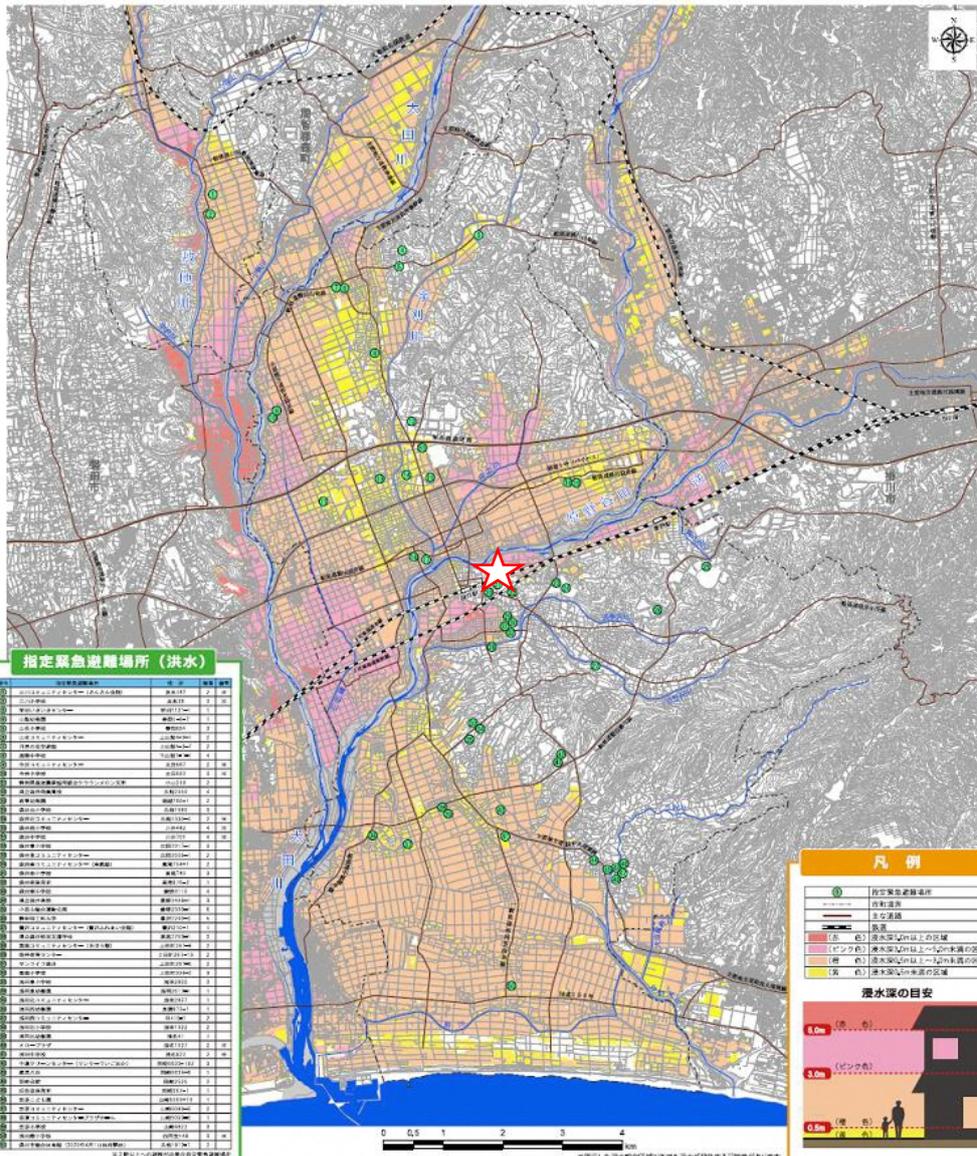
I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

袋井市のハザードマップは、太田川水系（太田川、原野谷川、敷地川、宇刈川、逆川）が、流域で想定し得る最大規模の降雨（24時間総雨量629.5mm）により堤防の決壊と越水が発生した場合を想定して作成されている。

市南部である浅羽地区の平野部をはじめとし、ほぼ全域の平野部で0.5mから最大3.0mの浸水被害が想定されている。特に原野谷川に沿い、大きな工場が多いJR東海道線沿いや、地盤の弱さが指摘される国本地区、村松地区、新池地区では3.0mから5.0mの浸水が想定されている他、市内北部では、5.0m以上の被害が想定されている。



袋井市洪水ハザードマップ ☆の位置が商工会議所

(土砂災害：ハザードマップ)

袋井市内にて土砂災害危険区域とされている箇所は、土石流 49 箇所、急傾斜 274 箇所の合計 323 箇所（R2.3 月末時点）である。三川地区、豊沢地区は土石流の危険箇所が多く、急傾斜の危険箇所は豊沢から宇刈の広い範囲で指定されている。特に豊沢地区は、土石流、急傾斜ともに指定箇所が集中しており、住宅も多いので注意が必要である。

(地震：静岡県第 4 次地震被害想定)

静岡県による第 4 次地震被害想定では、レベル 1（東海・東南海・南海地震）とレベル 2（南海トラフ巨大地震）の 2 つのレベルで想定されている。

想定される震度はレベル 1 で 61.5%が震度 7（38.5 が震度 6 強）、レベル 2 では 86.1%が震度 7（13.8%が震度 6 強）と想定、最大津波高はレベル 1 で 5m、レベル 2 は 10m想定である。

建物被害、人的被害、避難者の想定は下表のとおり。

	建物被害		人的被害		避難者		
	全壊・焼失	半壊	死者	負傷者	1 日後	1 週間後	1 か月後
レベル 1	13,000 棟	9,300 棟	400 人	4,900 人	38,395 人	46,642 人	39,874 人
レベル 2	15,000 棟	9,600 棟	600 人	5,700 人	43,703 人	50,579 人	48,610 人

南海トラフ大地震を想定した袋井市独自の津波シミュレーションでは、海岸防災林や河川の堤防が地震発生と同時に破壊されるという厳しい条件で設定されている。

震源が陸地に近く、津波の周期や波の長さが短くなるため、東日本大震災の津波より浸水区域が狭くなるという結果が出ているが、それでも海岸線から 500mほどの国道 150 号線付近まで 5m以上の浸水深が想定されている。

(液状化：危険度マップ)

袋井市の液状化危険度マップでは、原野谷川流域の高尾地区、新池地区、諸井地区にて「液状化の可能性はある」とされている。原野谷川北側の地域は液状化の「可能性が低い」とされるが、県道 58 号袋井春野線沿いには、「可能性が高い」「可能性はある」箇所が見られる他、上山梨地区、深見地区、太田地区、延久地区などの太田川沿いに「可能性が高い」箇所が指摘されている。

旧浅羽町全域には液状化の可能性があり、特に同笠地区や太郎助地区では、「可能性が高い」とされている。

(感染症への対応)

2020 年世界的に突然流行した新型コロナウイルス感染症のように、治療法等の対策の未確立による感染が拡大し、それに伴い社会不安や事業活動、社会経済活動が停止してしまう可能性がある。

それにより事業者の廃業や経営破綻、サプライチェーンの崩壊を招くことになってしまうため、地理や地形等の地域の特性に関わらず影響される災害リスクとして認識をしておく必要があるとともに、事業者のみならず住民への適切な支援や要請が求められる。

(その他の災害：台風、暴風による被害)

2018年の台風24号では、暴風雨による建物被害や、倒木による被害をはじめ、長期間に及ぶ停電も発生した。台風では遠州灘からの塩害による建物等への被害もあり、影響を想定する必要がある。また、袋井市を含む静岡県西部地域は非常に風の強い地域であり、特に台風時などに関わらず、風による被害が発生する恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 3,445人
- ・従業者数 40,199人
- ・小規模事業者数 2,338人

上記数値は平成28年度経済センサス（活動調査）を静岡県が集計した数値となっている。

【内訳】

業種	商工業者	従業者数	小規模事業者	備考（事業所の立地状況等）
商業	775	6,333	469	
工業	440	14,092	318	東海道線沿線に多くの工場が立地
建設業	377	1,934	360	
サービス業	1,457	14,702	932	理美容業者が多く開業している
宿泊・飲食業	383	2,967	248	駅前、山梨地区、国道沿いに多数
その他	13	171	11	農林業・漁業・鉱業

(3) これまでの取組

1) 袋井市の取組

・袋井市地震災害警戒（災害対策）本部 災害対応マニュアルの作成

袋井市では発災時に職員が取るべき行動マニュアルを作成し、異動がある毎年4月～5月に修正を行っている。各部の分掌事務や連絡網の整備の他、宿泊施設やインフラ、生活必需品の確保や輸送方法等について市内事業者と協定を結んでいる。

・袋井市地震・津波対策アクションプログラム2013の策定

静岡県第4次地震被害想定結果を踏まえ、南海トラフ巨大地震による大規模災害への備えや災害発生時の被害をできる限り軽減するとともに、迅速で適切な対策が実施できるよう、市として取り組むべき地震対策の取組を体系化した行動計画として、「袋井市地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定した。

・各種防災マップの作成

袋井市では、津波・洪水・ため池のハザードマップを作成。他にも袋井市防災マップ、袋井市液状化危険度マップ、地図情報配信サービス「どまんなか袋井ナビ」、防災ガイドブック（日本語版・

英語版・ポルトガル語版)、津波一時避難施設一覧を作成し、配布公開を行っている。

・津波避難タワー・命山の建設（津波一時避難施設の設置）

平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、先人の知恵に学びつつ、現代工法による津波一時避難場所「平成の命山」の建設を開始。現在は 4 つの命山が造成されている。

また、津波避難タワー「きらりんタワー」や浅羽南小学校への外階段の設置、民間事業所 12 施設、共同住宅 9 施設を津波発生時の一時避難施設として指定する等、津波一時避難施設の整備を進めてきた。

・防災訓練の実施

袋井市では、静岡県での防災訓練に併せて、9 月に総合防災訓練、12 月に地域防災訓練を実施している。その他にも、土砂災害防災訓練や原子力防災訓練、津波避難訓練、医療救護訓練等を実施している。

以上の各訓練は令和 3 年以降も毎年継続して行っていく。

・防災備蓄品

平成 28 年 10 月に豊沢の丘防災広場敷地内に、防災資機材を保管するための大型備蓄倉庫を整備。災害が発生した場合は、保管している資機材を各避難所に放出するほか、国などから送られた緊急支援物資を受け入れる拠点としても活用する。

・袋井市静岡モデル防潮堤整備事業・利活用基本計画

浅羽海岸において、津波の被害から命や家、田畑を守るため防潮堤整備事業を推進。

防潮堤の整備とともに、利活用について検討するため、有識者や地域住民、関係機関で構成する「袋井市静岡モデル防潮堤整備事業にかかる利活用検討委員会」を組織して 3 回にわたり協議を行い、平成 27 年 12 月に「袋井市静岡モデル防潮堤整備事業・利活用基本計画」として取りまとめを行った。

・袋井消防庁舎・袋井市防災センター

袋井市森町広域行政組合と袋井市は、今後予想される南海トラフ巨大地震や複雑多様化する災害へ迅速・的確に対応するため、地域の消防防災拠点として「袋井消防庁舎・袋井市防災センター」を整備し、令和 2 年 4 月から運用を開始した。

2) 袋井商工会議所の取組

- ・ B C P 関係セミナーを毎年開催し、会員等に周知を行ってきた。

※過去5年の開催内容

開催日	テーマ	講師
H26. 12. 4	事業継続計画（BCP）についての勉強会	静岡県BCPコンサルタント協同組合 理事長 高橋 義久 氏
H27. 12. 2	中小企業のためのBCP（事業継続計画）対策～想定される東海地震に備えて～	BCPコンサルタント・中小企業診断士 北川 裕章 氏
H28. 11. 17 H29. 1. 20	BCP（事業継続計画）ワークショップ	東京海上日動火災保険(株)浜松支店浜松支社 支社長代理 柿谷 治孝 氏・中村 和弘 氏
H29. 12. 5	BCP（事業継続力）対策セミナー	BCPコンサルタント・中小企業診断士 北川 裕章 氏
H31. 3. 12	事業所のための災害対策セミナー ①「BCP（事業継続計画）について」 ②「災害時の緊急資金の予約について」 ③「昨年の大規模停電について」	静岡県よろず支援拠点コーディネーター 鈴木 宣二 氏 静岡県信用保証協会 浜松支店 課長代理 良知 雅和 氏 中部電力 掛川営業所 課長 石川 啓志 氏

- ・平成25年3月に「袋井商工会議所災害対策マニュアル」を制定、翌26年5月に改正を行っている。
- ・平成27、28年度に商工会議所常議員企業を対象にメールアドレスの登録を行い、安否確認システムの運用実験を行った。
- ・袋井市役所が開催している防災訓練に毎年参加をしていた（～令和元年度）
- ・令和2年度からは、袋井商工会議所の入居している袋井新産業会館キラットの防災訓練に参加をしている。（年2回）

II 課題

想定される大規模自然災害・感染症に対し、中小企業、特に小規模事業者が事前の防災への備えや、事後の早急な復旧・事業の継続ができるよう、袋井市と袋井商工会議所が一体となり取り組んでいく。

【課題1：事業者へのBCP策定の推進不足、職員の知識、支援力の不足】

- ①業者のBCP策定が進んでいない、策定率や策定状況を把握していないというのが第一にある。
- ②会員企業だけでなく、非会員事業者の策定状況を把握し、昨今の災害発生状況に伴う必要性の周知と策定の推進、策定後のケアを進めていく必要がある。
- ③職員のBCP策定に関する知識不足、支援スキル、ツールへの課題がある。

【課題2】緊急時における連絡体制の未整備

- ①現在では袋井市、袋井商工会議所との間の連携体制が整っておらず、有事に備えての連携、協力体制の構築がされていない。
- ②商工会議所の役職員間、関係機関との間の連絡体制が整備されていない。
- ③商工会議所と事業所間の連絡体制が整備されていない。

Ⅲ 目標

【課題1に対する目標】

- ①帝国データバンクによる調査（2020年5月18日～31日、静岡県内企業645社対象、有効回答数335社）によると、事業継続計画（BCP）を「策定済」と答えた企業は19.1%に留まる。
袋井市内の事業者において、まずは特定商工業者法定台帳等を利用して策定率を調査。
そのデータをもとに、年間で策定率3%ずつのアップを目指す。
- ②会員、非会員を問わず地区内の小規模事業者には災害リスクを認識させる。
簡単な事からでも事前対策、BCP策定を行うよう、必要性の周知を行う。
年に一度、袋井市内の全事業所に会報誌を配布するが、ハザードマップの封入や記事掲載を行い周知する。経営指導員等、職員による巡回時にも広報紙やツールを使用し周知する。
- ③袋井商工会議所の職員のBCPに対する知識、支援スキル、ツールを充実させるために、月に一回の職員定例勉強会や経営支援グループ会議内にて情報共有を行う他、当所の開催するBCP関連セミナーや他所の開催するセミナーに積極的に参加する。
セミナー等による知識スキル取得や、専門家などとの連携を行う。

【課題2に対する目標】

- ①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、袋井商工会議所と袋井市との間における被害情報の報告共有ルートを作成する。
- ②発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
安否確認システムの再構築を行う。
- ③被害状況の把握が速やかに行えるよう、商工会議所の作成している会員・非会員名簿を元に、グーグルマップ上に事業所を表示させるようにする等、事業所所在地の地図を作成する。
LINE等を利用した事業者への迅速な情報提供手段の構築を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

袋井商工会議所・袋井市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・袋井市、袋井商工会議所、関係団体との連携を密にし、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクについて説明、理解を深める。ハザードマップを参照に市内小規模事業者の所在と被害想定レベ

- ルの照合、マッピングを行い、災害発生時に速やかに確認が取れるよう周知や準備を行う。
- ・静岡県の防災アプリをはじめとした有用なアプリの紹介を行う。
 - ・静岡県版ガイドラインの概要をもとに、「南海トラフ地震臨時情報」の内容を説明する。
 - ・災害の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入）について説明・推進を行う。
 - ・伝染病等の流行に備え、自社の休業時の対応（従業員へのマニュアル）、取引先の営業停止に備えたりスク等への対策整備構築を促す。
 - ・商工会議所、事業所間の安否確認システムの再構築を行う。
 - ・会報誌や市広報、ホームページ、メールマガジン、LINE等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・小規模事業者に対して、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する実際の災害時に基づく事例解説など普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・袋井商工会議所では、平成25年に「袋井商工会議所災害時対応マニュアル」を作成。
令和2年5月の会議所移転に伴い令和3年4月までに再整備を行う。毎年4月に検証を行う。

3) 関連団体との連携

- ・静岡県よろず支援拠点、静岡県西部地域局危機管理課、提携するコンサルティング会社、損害保険会社、協同組合等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした啓発普及セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催する。
- ・日本政策金融公庫、静岡県信用保証協会をはじめとした金融機関との連携を行う。
→資金が必要な事業者に対し、制度融資の紹介や手続きの支援を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
→毎年行う特定商工業者法定台帳の作成の際に、BCP取組状況の記入欄を作り確認する。
→会議所広報紙への簡易版アンケートの封入、巡回時にも利用し聞き取りを行う。
- ・(仮称)袋井市事業継続力強化支援協議会（構成員：袋井市・袋井商工会議所）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- ・協議会へは外部専門家等（例：静岡県BCPコンサルタント協同組合員・県危機管理課）の参加も要請し、意見を伺う。

5) 当該計画における訓練の実施

- ・袋井商工会議所は袋井市の総合防災訓練に積極的に参加協力し、袋井市との連絡ルートの確認等を行う。また、訓練は必要に応じて実施する。
- ・入居する袋井市新産業会館キラットを管理する「どまんなか袋井まちづくり(株)」の行う施設防災訓練に参加する。

< 2. 発災後の対応 >

- ・台風・大雨などが発生した場合に、商工会議所で現在行っている対応は以下の通りである。
 - ①職員間連絡網により、職員の安否を確認する。
 - ②出勤後は、各支部（16支部）の支部長・商工振興委員に各地の被害状況を確認する
確認した結果は、静岡県商工会議所連合会、会議所役員へ報告する。
 - ③大きな影響があった場合は相談窓口を設置し、事業者の支援を行う（行政等の施策斡旋他）
- ・事業継続力支援計画作成後は自然災害等による発災時には、人命の救助が第一とし、その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
- ・感染症の流行時には、市内企業の現状や必要な支援等を把握するため、袋井市、袋井商工会議所は定期的に会議等を開催する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・袋井商工会議所災害対策マニュアルに沿って行う
- ・発災後24時間以内（当日）に携帯電話、伝言171、緊急連絡網、SNS等を利用し、職員の安否確認を行う。（マニュアル3ページ（5）職員の家族の安全確保より）
安否状況や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を袋井商工会議所と袋井市で共有し、以下の応急対策を人員、事務所等の被害状況（電気等インフラの状況）を考慮の上、連携して行う。
 - 緊急相談窓口の設置・相談業務
 - 被害調査・経営課題の把握業務
 - 復興支援策活用のための支援
- ・安否確認などの結果を共有し、関係機関への連絡を行う
 - 袋井商工会議所は事務局長（相談所長）静岡県商工会議所連合会へ連絡を行う

2) 応急対策の方針決定

- ・袋井商工会議所と袋井市との間で、大まかな被害状況などを共有・把握し、状況や規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全を確保し、警戒解除後に出勤する。等
- ・袋井商工会議所においては、各地区の支部長商工振興委員の安否を確認する。
無事を確認後、同委員と連絡・連携して各地区の被害状況の調査確認を行う。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。

□被害規模の目安と想定する応急対策の内容

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の半壊・全壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置 相談業務 ②被害調査・経営課題の把握 ③復興支援策の活用 支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の半壊・全壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急相談窓口の設置 相談業務 ②被害調査・経営課題の把握
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の状況がない。 	①被害調査・経営課題の把握

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が発生しているものとする。

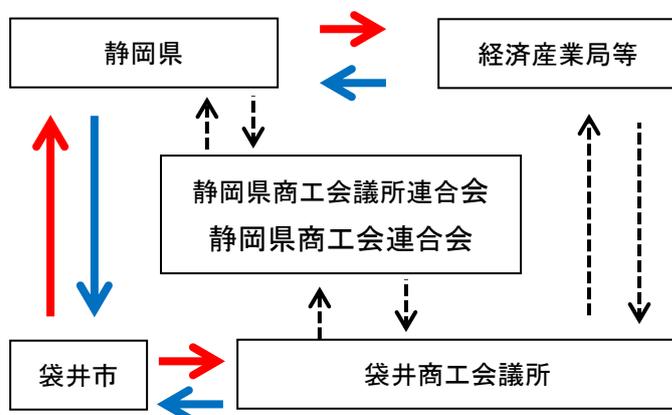
・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に3回共有する（10時・13時・16時）
1週間～2週間	1日に2回共有する（10時・15時）
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する（10時）
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

・自然災害発生時に、小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことできる仕組みを構築する。体制図は以下の通りである。

【連絡体制図】



- ・二次災害を防止するために、被災地域での活動を行う事について決める。
→活動を行う事については、商工会議所は袋井市の災害対策本部の指示に従う。
 - ・袋井商工会議所と袋井市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ①被害状況の調査、集計、報告のシートを作成し共通で運用する。
- ②袋井商工会議所が主として把握する被害のうち、被害額の算定の対象は「非住家の被害」と「商工被害」の二つとする。

・「非住家被害」とは

事業用の建物（店舗・工場・事務所・作業場・倉庫など）の被害であり、建物と一体となった建物付属設備についても対象とする。人が居住している店舗兼住宅のような物件は、住居部分を「住家被害」として除外して処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、袋井市への被害報告は、全壊または半壊の場合のみとする。

・「商工被害」とは

建物以外の事業の被害を言う。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、工具器具備品、機械及び装置）の被害とする。

③被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP運用指針 第2版』に基づき、事業の復旧に必要な資産の復旧に要する費用（直接被害）を見積もる事とし、具体的には以下の通りとする。

□算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度を目安	被害額の算定基準
非住家の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの 延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去機費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの 補修が可能なもの	事業の復旧に必要な修繕費を求める 事業の復旧に関係しない経費は除く
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損 窓ガラス破損程度は除く	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したものの	
商工被害	棚卸資産	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの	仕入原価・製造原価を求める
	有形償却資産	修繕または再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去機費（解体・運搬・処分費）と再調達価格または修繕費を求める

※被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難になる場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。その場合の記入方法として、業者の見積もりの場合は（見）、取得価格の場合は（取）概算の場合は（概）と表記して区分することとする。

なお、構築物については建物と一体になった建物付属設備（電気、給排水、衛生、空調等の各設備）は非住家被害とし、塀門扉、橋梁、舗装設備（建物と分離された看板塔などを含む）は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

- ・袋井商工会議所と袋井市が共有した情報を、静岡県指定する方法にて袋井商工会議所または袋井市より静岡県に報告する。

○被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業・その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の状況（全壊・半壊等） ・機械設備の状況 ・浸水の状況（床上・床下・敷地内） ・製品等の状況
被害額	
内訳	建物、機械設備、製品その他

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、袋井市と相談する
（袋井商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
 - 発災直後から 3 日程度 → 役職員、議員の安否、人的被害、居住地周辺の大まかな被害調査
 - 発災から 7 日程度 → 巡回聞取により、再開の可否や稼働の状況などを確認する
 - 発災から 2 週間 → 巡回訪問や相談窓口により、経営課題（事業再開・資金繰り等）の把握
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内の小規模事業者等へ周知する。巡回訪問をはじめ、HP、広報誌、説明会などで周知を行う。
- ・感染症の流行等により、大幅に景気が落ち込み、中小企業の経営に多大な影響を与える恐れがある際は、袋井市と袋井商工会議所は連携して支援にあたる。
 - 地域小規模事業者に聞き取り調査（アンケート等）を行い、経営状況を確認する。
 - 袋井商工会議所は袋井市等からの要請により緊急相談窓口を設置し、情報を収集し、小規模事業者等への施策の支援・斡旋・情報提供等を行う。
 - 袋井商工会議所は地域事業者の要望を取りまとめ、行政への提言を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・静岡県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県等に相談する。

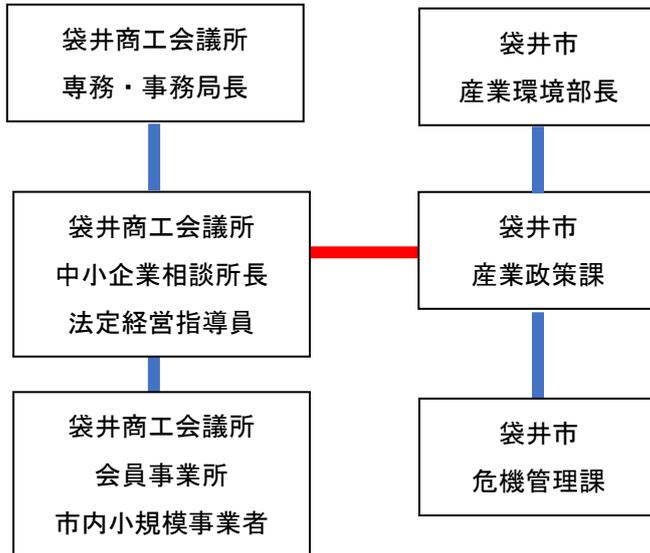
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 2 年 1 2 月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員の氏名、連絡先

■氏 名：山口裕康

■連絡先：袋井商工会議所 TEL. 0538-42-6151

②当該経営指導員による情報の提供および助言

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①袋井市

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目 1 番地の 1

袋井市 産業環境部 産業政策課

電話番号 0538-44-3136

F A X 番号 0538-44-3179

U R L <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>

E-Mail sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

②袋井商工会議所

〒437-0023 静岡県袋井市高尾 1129-1

袋井商工会議所 中小企業相談所 (F-Station)

電話番号 0538-42-6151

F A X 番号 0538-42-9871

U R L <http://www.fukuroi-cci.or.jp/>

E-Mail fkcci@fukuroi-cci.or.jp (代表)

E-Mail katagiri@fukuroi-cci.or.jp (担当者：片桐正裕)

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	1,200	1,150	1,350	1,350	1,450
① 専門家派遣費 専門家謝金・旅費 会場使用料	600	600	700	700	800
② セミナー開催費 講師謝金・旅費 会場使用料・広報費	400	400	500	500	500
③ 普及・啓発費 ポスター・チラシ等作成 ビデオ教材	150	100	100	100	100
④ 協議会運営費 専門家謝金・旅費 会議開催費	50	50	50	50	50

調達方法
参加会員会費収入、静岡県補助金、袋井市補助金、事業収入等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
静岡県BCPコンサルティング協同組合 理事長 高橋義久 〒424-0038 静岡県静岡市清水区西久保 283-2 TEL 054-367-2667
連携して実施する事業の内容
袋井商工会議所が経営相談の希望者のうち必要と認めた小規模事業者に対して、随時個別指導の方法及び集団指導の方法により、経営に関する診断、勧告、指導等を行うための経営専門指導員として、静岡県BCPコンサルティング協同組合に所属する組合員を袋井商工会議所が指定する日時に、袋井商工会議所又は、袋井商工会議所の指定する場所に派遣する。
連携して事業を実施する者の役割
経営専門指導員（経営相談指導事業）として以下の事業を行う ・小規模事業者のBCP作成支援・内容の診断、指導 ・小規模事業者のBCP見直しの支援 ・小規模事業者を対象としたBCPセミナーの開催、講師
連携体制図等